

## 生物多様性条約バイオセーフティ議定書に関する意見書

農林水産大臣殿  
通商産業大臣殿  
外務大臣殿

平成 11 年 1 月 22 日

社団法人農林水産先端技術産業振興センター  
理事長 畑中 孝晴

### 生物多様性条約バイオセーフティ議定書に関する意見書

生物多様性バイオセーフティ議定書作成作業部会は本年 2 月の第 6 回会合を最終会合とし、引き続き開催される条約締約国会議特別会合において、議定書が採択される予定と聞いています。

農林水産業・食品産業等におけるバイオテクノロジーの利用は、画期的な品種改良、生産の効率化等はもちろんのこと、21 世紀半ばの人口 100 億人時代の食糧問題、地球環境問題等を解決するキーテクノロジーとして期待されています。当センターの会員の中には、バイオテクノロジーを利用した商品化を目指して開発を進めている企業が多く、また、当センターは、研究プロジェクトの推進、隔離圃場試験の実施、パブリック・アクセプタンス関連事業の実施などを通して、バイオテクノロジーの研究開発、実用化の推進を図っているところであります。

バイオセーフティ議定書の内容如何によっては、バイオテクノロジーに関する研究開発、更には産業化に重大な影響を及ぼすものと考えられます。当センターは、我が国のバイオテクノロジー研究の進展と成果の産業化を促進するとの観点から、作業部会において、最新の科学的知見及び経験並びにその他の関連情報に基づき検討が行われるとともに、政治的意図からの意見や科学的根拠のない意見により議定書の内容が不必要に制限的にならないように、以下の点について最大限の努力をされることを申し入れます。

1. LMO の定義は議定書の根幹をなすものであり、定義の内容如何によっては産業界に重大な影響を及ぼすことが懸念される。長年にわたり安全な技術として確立し、これまでその技術に起因する問題が生じたとの報告がなされていない細胞融合技術については、「現代のバイオテクノロジー」の定義から除外し、細胞融合技術による生物を LMO の定義から除外すること。

2. LMO から製造された製品は、LMO の定義により正に LMO ではなく、また、それらが DNA 断片のような遺伝物質を含んでいたとしても、移転又は複製することはな

いことから、それらが生物の多様性の保全及びその持続可能な利用に悪影響を及ぼすことではないため、本議定書の対象から除外すること。

3. 簡略化手続きに関する条項は、煩雑な輸出入の手続きを少しでも軽減するために必要であることから規定すること。

4. リスク評価は、生物多様性の保全と持続可能な利用の観点から科学的知見のみに立脚して行うべきものとする。このため、社会経済的影響や人間・動物の健康への影響のような項目は規定しないこと。

5. リスク管理については、既に、条約第8条において、条約締約国は、環境上の悪影響を与えるおそれのあるLMOの利用及び放出に係る危険について、規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持することになっているため、本議定書に規定しないこと。

6. 社会経済的考慮に関する条項については、その影響が国の状況によって異なり、客観的な尺度により評価することができないことから、本議定書に規定しないこと。

7. 責任と救済については、既に、条約第14条において、条約締約国会議は、生物の多様性の損害に対する責任及び救済についての問題を検討することになっていること、及びLMOといった狭い範囲の生物に対する責任と救済のみを議論すべきでないことから、本議定書に規定しないこと。

8. 非締約国を本議定書の枠組みの中で扱えるようにするため、多国間、二国間及び地域間協定を規定するとともに、非締約国と二国間協定が締結できるよう、また、締約国と非締約国間のLMO輸出入が禁止されないよう規定すること。

注) LMO：現代のバイオテクノロジーにより改変された生物